# 1 9. 貸付など

## (1) **生活福祉資金**

### ■内容

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。他の制度で資金が借りられる場合、この制度は利用できません。

◎項目ごとに条件や貸付額、返済期間などが異なります。

### ■対象者

下記のいずれかに該当する方で、返済などの計画が立てられる方

- ①所得の少ない世帯
- ②障がいのある方
- ③療養や介護が必要な高齢者がいる世帯

#### ■手続き

1相談	南丹市社会福祉協議会に相談してください。
②申請	相談のうえ、貸付条件を満たした場合に申請できます。
3審査	京都府での月1回の審査会により貸付が決定されますので、相談から貸付までには一定の時間がかかります。
4貸付	審査会で貸付が決定されたら、再度面談のうえで借用手続きとなります。

### ■担当窓口

南丹市社会福祉協議会 電話:0771-72-3020/FAX:0771-72-3222